

分野
計画

人権行政推進計画

人権啓発

- 人権啓発推進体制の確立
- 人権意識の高揚
- 平和意識の高揚

人権擁護

- 人権擁護活動の推進
- 市民のプライバシー保護
- 人権救済制度の確立

人権教育

- 学校教育の充実
- 生涯教育の充実
- 職員研修の充実
- 平和教育の推進



人権
6-1

平和・人権

基本
方向

戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深めるとともに、様々な価値観を認め合い、あらゆる差別や偏見の解消に取り組み、一人ひとりの人権を尊重するまちを築きます。

現状と課題

時勢に応じた人権問題に対応

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。しかし、子どもや高齢者、障害のある人に対する人権侵害、企業等における各種ハラスメント等、人権問題は依然として存在しています。また、近年、急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等に伴う、人権侵害が増加傾向にあります。このような様々な人権問題に適切に対応していくため、国や大阪府、市民団体等と連携を強化していく必要があります。

戦争の記憶が風化しないように

本市では、非核・平和を願い、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」を行い、まちづくりを進めていく姿勢を示すとともに、平和パネル展や戦争・被

爆体験の伝承など平和意識の高揚に取り組んできました。しかし、戦後75年が経過し、戦争体験者は減少しており、戦争の悲惨な記憶の風化が懸念されるため、新たな啓発方法を検討していく必要があります。



指標 (KPI)

重要業績評価指標	基準値	目標値(令和7年度)
「自身の周りで人権侵害があると思う」と回答した市民の割合	13.3% (令和2年度)	10.0%
核兵器禁止条約の早期締結を求める署名数	336筆	500筆

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

